

定期報告制度の改正について(お知らせ)

福井市建築指導課

1. 国の告示改正について

- 令和6年国土交通省告示第974号(令和6年6月28日公布、令和7年7月1日施行)及び令和7年国土交通省告示第53号(令和7年1月29日公布、令和7年7月1日施行)により、定期調査・検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等の見直しが行われました。

主な改正内容について

- 特定建築物の定期調査項目と建築設備、昇降機等の定期検査項目の重複解消
- 特定建築物の定期調査で実施していた常閉防火扉を防火設備の定期検査で実施

※告示改正の詳細については、国土交通省ホームページ内「建築基準法に基づく定期報告制度について」をご参照下さい。



国土交通省 HP

2. 福井市内の建築物に係る定期検査・報告について

- 国の告示改正を受け、原則は国の改正内容のとおりとし、「常時閉鎖式防火扉」については、防火設備定期検査の対象とし、特定建築物定期調査では報告を求めないこととします。

特定建築物	・国の改正どおり
防火設備	・「 <u>常時閉鎖式防火扉</u> 」について、 <u>防火設備定期検査による報告を求める(3年に一回、建築物定期調査と同時期(初回は令和8年度))</u> 。 ・その他、国の改正どおり
建築設備	・国の改正どおり
昇降機等	・国の改正どおり

※ 改正告示前後の取扱いについて

- ・6月30日以前に検査を行い、改正後に報告する場合、改正前の検査結果表をお使いいただけます(改正様式での提出も可)。
- ・7月1日以降に検査を行った場合、改正告示に従い、図面の添付、新様式での報告をお願いします。



福井市 HP



様式 HP
(福井県)